

令和4年度

袋井市森町広域行政組合
定期監査結果報告書

袋井市森町広域行政組合
監査委員

1 監査の種類

定期監査(地方自治法第 199 条第 4 項)

2 監査の対象

袋井市森町広域行政組合における令和 4 年 9 月末日現在の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務事業の執行状況を対象とした。

3 監査の着眼点

組合の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、合規性・有効性の観点から最少の経費で最大の効果が挙げられているか、また、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかを着眼点とした。

4 監査の主な実施内容

袋井市森町広域行政組合監査基準に準拠し、提出された監査資料及び関係帳票を確認するとともに、組合事務局長、消防本部総務課長及び関係職員から予算及び事務事業の執行状況を聴取し、適正かつ効率的に執行されているかを監査した。

5 監査の実施場所及び実施日

(1) 実施場所 袋井市 監査室

(2) 実施日 令和 4 年 11 月 9 日、15 日

6 監査の結果

監査の対象となった予算及び事務事業について、おおむね適正に執行されているものと認めた。

なお、監査の際に見受けられた軽微な事項については、その都度改善又は検討を指導したので記述を省略した。

7 監査所見

(1) 中遠クリーンセンターにおける可燃ごみの減量化については、令和 3 年度より実施している草木リサイクルや令和 4 年 7 月から開始した廃棄物から再利用可能であるも

のをリユースするための地域情報サイト「ジモティー」の導入等により取り組まれている。しかしながら、可燃ごみの中には資源ごみや選定枝及び刈草等も含まれていることから、可燃ごみと資源ごみ等の出し方の周知や導入した「ジモティー」の受付・保管場所の整備等、事業をより効果的・効率的に実施するための方策を検討されたい。

可燃ごみの減量化は、中遠クリーンセンターにおける最重要課題であり、この取り組みを促進するためには、住民や事業所の理解や協力が必須である。構成市町と連携することにより、住民や事業所の理解や協力を得ながら、積極的に取り組まされたい。

(2) ごみ処理施設の中遠クリーンセンターは、平成 20 年の供用開始から 14 年経過し、施設の稼働延長又は新施設の整備の判断が必要な時期となっている。

し尿処理施設の衛生センター第 1 プラントは、昭和 61 年の共用開始から 36 年経過し、施設及び設備の老朽化に伴い、計画的に機能回復を図る必要がある。

火葬施設の中遠聖苑は、昭和 58 年の共用開始から 39 年経過し、火葬炉及び建屋の老朽化が進み、予防保全に努めながら計画的な修繕整備が必要である。

組合の衛生施設においては、3 施設いずれも供用開始から長期間が経過し、稼働期間や老朽化等のため施設の在り方を検討しなくてはならない時期となっている。

住民の衛生的でかつ安心安全な生活水準の保持のため、大規模自然災害時の被災を想定した施設の在り方、温室効果ガス排出量削減への取り組み及び循環型社会の構築を考慮し、構成市町や地元自治会等と連携・協力の上、今後の施設の方向性を見出す検討を進められたい。

(3) 消防本部においては、住宅用火災警報器の設置推進や普通救命講習等、コロナ禍における影響のため年間目標数への達成困難な状況である。コロナ禍等における影響を勘案し対応していくことは難しいところであるが、SNS や年代にあわせた周知など、各種手法により住民へ広報することにより事業を推進されたい。

また、救急業務においては、新型コロナウイルス感染症を考慮した資機材の整備が必須であり、更新計画に基づき進められている車両更新事業においては、今後、物価の高騰や原材料不足等による生産制限等があると、更新困難となる可能性がある。

救急業務等における資機材の確保や車両の更新は、業務において必要不可欠なものであり、職員の安全を守るためにも、社会情勢等の把握や業者からの情報収集等を行いながら、早期の発注により確実に整備されるよう努められたい。